

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年5月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700418号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800006号

第1 結論

昭和61年1月から昭和63年3月までの請求期間、昭和63年7月から平成元年3月までの請求期間、平成元年11月から平成2年3月までの請求期間、平成2年8月から平成3年3月までの請求期間及び平成3年11月から平成4年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年1月から昭和63年3月まで
② 昭和63年7月から平成元年3月まで
③ 平成元年11月から平成2年3月まで
④ 平成2年8月から平成3年3月まで
⑤ 平成3年11月から平成4年5月まで

私が最後に国民年金保険料を納付したときにA町(現在は、B市)役場の職員に未納はないかと聞いたら、未納はないと言われた。

その後、1回か2回年金をもらってから、国民年金保険料の督促状が来たので役場の職員に聞いたところ、未納期間があり、今から保険料を納めても、元の金額をもらうことはできないと言われた。

請求期間の国民年金保険料は、夫の分と一緒に、私が役場の窓口で現金で納めていた。領収書等は残っていないが、役場で保険料の未納がないことを確認しているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者と夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、夫婦連番で昭和36年1月23日にA町で払い出されたことが確認できるほか、オンライン記録によると、請求者は、上述の払出日以降、平成4年6月に国民年金被保険者資格を喪失するまで継続して国民年金被保険者であり、同様に国民年金被保険者であった夫と共に、請求期間①から⑤までの期間の国民年金保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、請求期間①から⑤までの期間について、請求者は、請求期間に係る国民年金

保険料の納付について、自分と夫の保険料を役場の窓口で現金で納付したとする以外は、保険料の具体的な納付方法、納付金額等を憶えておらず、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

また、請求者と夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番であり、請求者は、自分と夫の国民年金保険料と一緒に役場で納付したと陳述しているところ、オンライン記録によると、平成元年4月以降の請求者と夫、双方とも納付が確認できる月の国民年金保険料の納付日は同一であることが確認できるが、請求者の請求期間①から④までの期間及び請求期間⑤のうち平成3年11月から平成4年3月までの期間の納付記録は夫と同様に保険料未納と記録されている。

さらに、住民票及び戸籍の附票によると、請求者はA町以外に住所を移動していないことが確認できるところ、請求期間は近接した期間に5か所と多数であり、延べ56か月にわたり同一市町村において、繰り返し同一人に係る国民年金保険料の納付について、事務処理及び記録管理に誤りが生じたとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、平成4年7月6日付けで、請求者に対して過年度納付書が作成されており、当該過年度納付書は、その作成時点で時効となっていない請求期間④及び請求期間⑤のうち平成3年11月から平成4年3月までの期間に係る過年度納付書と考えられ、当該期間の国民年金保険料は過年度保険料として納付可能であったが、請求者は遡って国民年金保険料を納付したことはないと陳述している。

また、請求者は、自分と夫の国民年金保険料と一緒に役場で納付した旨主張している上、年金をもらうようになった後で、自分の国民年金保険料を役場に納付したことはないと陳述しているところ、請求期間⑤のうち平成4年4月及び同年5月について、請求者の夫は平成4年4月から平成5年1月までの国民年金保険料を、請求者が老齢基礎年金を繰り上げ請求した日（平成4年6月19日）より後の平成5年2月15日に一括納付していることがオンライン記録により確認できることから請求者の主張と一致しない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索による調査においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が、請求期間①から⑤までの期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から⑤までの期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑤までの期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700443号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800005号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の記録を、保険給付の対象となる記録に訂正することはできない。

請求期間②及び③について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の記録を、保険給付の対象となる記録に訂正することはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 :
基礎年金番号 :
生 年 月 日 :
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成*年*月*日から平成*年*月*日まで
② 平成*年*月*日
③ 平成*年*月*日

私は平成*年*月までB職として勤務し、C組合に加入していたが、B職資格が平成*年*月*日で失効していることが判明したため、同年*月*日まで遡って組合員の資格を喪失した。請求期間当時に勤務していたD施設を管轄するA事業所は、同日を厚生年金保険の資格取得日とする届出及び同日以降に支給した賞与に係る届出を行ったが、請求期間については保険料を徴収する権利が時効により消滅していたため、保険給付の対象とならない記録とされている。請求期間①、②及び③の記録を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与明細書及び賞与明細書並びに勤務に関する証明書及び同事業所の回答から、請求者が請求期間①においてB職として勤務し、請求期間②及び③において賞与を支給されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたと認められる場合とされているところ、前述の給与明細書及び賞与明細書において厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、A事業所は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700452号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800006号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年頃から昭和39年3月26日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社において昭和37年頃から勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者期間は昭和39年3月26日からとされており、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された労働者名簿により訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち昭和38年5月26日以降の期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

また、A社は、請求期間当時における訂正請求記録の対象者の勤務形態や勤務時間については不明としているが、訂正請求記録の対象者は職人として勤務していたため、日雇(日々雇入られる者)として昭和38年より前から在籍していた可能性がある旨の回答をしており、複数の同僚の回答からも、訂正請求記録の対象者は、期間の特定はできないものの、昭和38年5月26日より前から同社に勤務していた様子がうかがえる。

しかしながら、A社から提出された社会保険被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和39年3月26日と記載されていることが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者に係る雇用保険の加入記録により、A社における資格取得年月日は昭和39年3月26日であり、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者を含む82名が昭和39年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、このことについて同社は、上記の82名について、労働者名簿の雇入年月日は皆それぞれ違った旨の回答をしている。

なお、A社は上記の理由について、請求期間当時は日雇（日々雇入られる）の職人が多く在籍しており、厚生年金保険料を給与から控除されることに納得せず、厚生年金保険に加入させようとする辞めていく職人が多かった旨の回答をしている。

このことから、同社では、必ずしも全ての従業員を雇入と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700282号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年2月23日から平成29年6月1日まで

A事業所に対し、未払い残業代の支払いを求めて、労働審判手続の申立てを行い、平成25年10月*日付けで調停が成立し、解決金が支払われたが、厚生年金保険の標準報酬月額に未払いの残業代が含まれていない。未払いの残業代を含めると、標準報酬月額は上限額の62万円になると思うので、記録を見直し、将来支給する年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、A事業所に対し、未払い残業代の支払いを求めて、労働審判手続の申立てを行い、平成25年10月*日付けで調停が成立し、解決金が支払われたので、未払いの残業代を厚生年金保険の標準報酬月額に含めてほしいと主張している。

しかしながら、平成25年10月*日付けの第*回労働審判手続期日調書(調停成立)の「第3 調停条項」には、解決金の計算根拠、内訳等の記載はなく、当該解決金が未払いの残業代であるとは記載されていない。

また、日本年金機構は、上記の解決金に計算根拠はなく、解決金が支払われたとしても、残業代の支払いがされたと確認できず、未払いの残業代に対する厚生年金保険料が控除されていない事実には相違はないと回答している。

以上のことから、請求者に係る解決金は、具体的な計算根拠に基づく時間外勤務手当として支払われたものとは認められないため、当該解決金を厚生年金保険法における報酬として認めることはできない。

2 請求期間のうち、平成21年2月23日から平成27年5月1日までの期間は、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であるところ、前記1のとおり、請求者に支払われた解決金を厚生年金保険法における報酬として認めることはできないこと

から、平成21年2月から平成27年4月までの標準報酬月額を訂正することはできない。

なお、B市から提出された請求者の平成21年分の給与支払報告書の「社会保険料等の金額」に記載された金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算した健康保険料及び厚生年金保険料の年間合計額に雇用保険料の年間推定額を合算した額とおおむね一致する。

また、事業主から提出された平成22年から平成24年までの賃金台帳により、請求者の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

- 3 請求期間のうち、平成27年5月1日から平成29年6月1日までの期間は、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき、実際に支払われた報酬月額に見合う標準報酬月額を認定することとなる。

一方、事業主は、請求者は平成24年6月28日から休職しており、休職期間について給与は支給していない旨回答しているところ、日本年金機構は、平成25年9月以後の標準報酬月額については算定することが困難であるとして、従前の標準報酬月額である41万円で決定を行っている。

しかしながら、前述のとおり、従前の標準報酬月額（41万円）の訂正が認められないことから、平成27年5月から平成29年5月までの標準報酬月額についても訂正することはできない。

なお、B市から提出された平成26年分の給与支払報告書並びにC市から提出された平成27年分及び平成28年分の同報告書の「支払金額」の欄に0円と記載されていることが確認できる。

- 4 このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に見合う給与の支給について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額の訂正を認めることはできない。